

平成31年度財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 実施期間** 令和元年11月11日から12月26日まで
- 2 対象事項・範囲** 平成30年度及び平成31年度 指定管理執行状況について
- 3 対象施設名**
- ①荒川家住宅 …【所管課：文化財課】
(一財)高山市施設振興公社(平成30年度)
高山市丹生川地区社会教育運営委員会(平成31年度)
 - ②ジョイフル朴の木 …【所管課：観光課】
乗鞍国際観光(株)(平成30年度)
(株)乗鞍山頂銀嶺荘(平成31年度)
 - ③飛騨日和田体育館 …【所管課：スポーツ推進課】
奥飛観光開発(株)
 - ④日和田ハイランド陸上競技場 …【所管課：スポーツ推進課】
奥飛観光開発(株)
 - ⑤高山市国府福祉センター …【所管課：高年介護課】
(社福)高山市社会福祉協議会
 - ⑥高山市荒城農業体験交流館 …【所管課：農務課】
飛騨農業協同組合
 - ⑦パスカル清見(道の駅付帯施設) …【所管課：商工課】
(株)ふるさと清見21
 - ⑧高山市立あゆみ学園 …【所管課：子育て支援課】
(社福)高山市社会福祉協議会

4 着 眼 点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料(納入金)の支出(収入)の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書(仕様書)に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

所管課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、所管課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○荒川家住宅

荒川家住宅は、平成30年度末の協定期間満了に合わせ募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代した。

前協定期間（平成26年度～30年度）の収支決算状況の推移を見ると、初年度から赤字決算が常態化していた。内容を調査した結果、当施設は、高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則により、毎週水曜日および12月1日から翌年3月31日までを休館日と規定しているが、指定管理者が自主事業として休館日（水曜日）に開館し、それに伴う人件費（パート職員）を指定管理業務の会計から支出していたことが赤字の要因であった。

所管課は、単に基本協定第22条第2項による事業報告書の提出を求めるだけでなく、当施設における開館期間中（4月～11月）の休館日（水曜日）に開館することの是非などについて検討すべきであったと考える。高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条による指定管理者への指導監督を適正に行われたい。

○ジョイフル朴の木

ジョイフル朴の木は、平成30年度末の協定期間満了に合わせ募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代した。

前指定管理者は、市町村合併以前から非公募により事業を受託しており、この間、多くの備品を独自会計で購入していた。今年度指定管理者が交代したことに伴い、このうち業務上必要な備品（162点・取得価格17,546千円）について、市は帳簿価格4,867千円で平成30年度末に買い入れている。基本協定第19条第3項では、新たに備品を購入する必要がある場合は、協議により必要に応じて市の費用で当該備品等を購入または調達すると定めている。指定管理者により大量かつ多額の備品が長年にわたって購入されていたことは、市と指定管理者との協議が不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、業務上必要な備品については、十分な協議を行った上で指定管理者に負担させることなく、施設設置者である市が購入すべきと考える。

○飛騨日和田体育館、日和田ハイランド陸上競技場

飛騨日和田体育館と日和田ハイランド陸上競技場は、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。

事業報告書については、基本協定第25条第1項で、市の実施内容に関する指示に基づきモニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告するとあるが、別途実施されていた利用者アンケートが事業評価に考慮されておらず、実態に即していない低い評価となっていた。

所管課は、提出された事業報告書の内容を十分精査した上で、指定管理者を適正に評価されたい。

○高山市国府福祉センター

高山市国府福祉センターは、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、非公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。

事業報告書については、基本協定第22条第1項で、市は指定管理者に対し毎年度終了後30日以内の提出を求めているが、期限後に提出されていた。

また、当施設の平成30年度利用者は16,325人で、うちトレーニング室利用者は9,697人（約6割）であった。当施設は開設から25年が経過し、機器の経年劣化による更新が今後の課題と考える。同様のトレーニング施設を所管する部局（スポーツ推進課）とも協議の上、所管課（現行：高年介護課）の見直しや今後の施設のあり方等、整備計画について検討されたい。

○高山市荒城農業体験交流館

高山市荒城農業体験交流館は、今年度で指定期間の3年目となる。

事業報告書については、上記施設同様、期限後に提出されていた。また、指定管理者からの報告に基づき所管課が作成した収支決算状況報告では、2年にわたり公租公課の金額（平成29年度968千円、平成30年度886千円）が決算から漏れていた。

所管課は、指定管理者を指導するとともに、提出された事業報告書が指定管理者の選定や協定締結に係る重要な書類であることを認識し、内容を十分に精査した上で、適正に評価されたい。

○パスカル清見（道の駅付帯施設）

パスカル清見（道の駅付帯施設）は、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、非公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。

当施設は、前年度冬期間の営業休止により変更協定を締結したが、協定書に変更理由の記載がなかった。協定書には変更理由を明記することが望ましい。また、収入見込額の変更がなされないまま、納入金の変更のみ行われていた。納入金額の変更においては、その根拠となる収入見込額を適正に設定されたい。

指定管理者の管理口座について、基本協定第48条第1項では、本業務に固有の銀行口座を開設し、指定管理業務に係る経理とその他業務に係る経理を施設ごとに帳簿等を整理すると定めているが、管理口座について分離した固有の口座で運用されていなかった。前年度も他の施設において同様の指摘をしているが、指定管理者の管理口座の取扱いについては、協定を遵守するよう指導されたい。

◎各施設共通事項

・貸与備品の管理について

指定管理における備品管理事務の不備については、これまでも指摘してきたが、今回監査対象とした施設においても、備品台帳の必要記載事項である購入年月日や購入金額が未記入の施設をはじめ、貸与備品があるにも関わらず、基本協定第19条で明記されている備品一覧表から漏れていた施設などが見受けられた。

このことは、これまでの監査における指摘事例を各所管課が自部門の業務改善に反映していないことを示す結果であると言える。

貸与備品は、現金やその他の財産と同様に貴重な市有財産である。指定管理者制度を導入している施設の各所管課においては、改めて現状を把握した上で、必要な改善策を講じられたい。

・指定管理料の支払いについて

指定管理料の支払いについては、基本協定第26条第3項で、年4回の分割とすると定めている。指定管理者制度を導入している全施設について確認したところ、条例施行規則等により冬期間閉鎖するなど、営業期間を限定している施設が荒川家住宅を含め44施設あった。指定管理料の支払い回数や時期について、施設運営の実態と合致するよう基本協定の見直しを検討されたい。

・基本協定書の添付資料について

基本協定に添付する仕様書に記載された期間について、業務内容により相違があり、複数の施設で統一されていなかった。仕様書の期間は、協定の指定期間に合わせて統一するよう検討されたい。

む す び

市では、現在240施設に指定管理者制度を導入しているが、前年度から今年度にかけては、多くの施設が指定期間の満了を迎え、改めて指定管理者の選定が行われた。継続して受託した指定管理者はもとより、指定管理者が交代した施設においても、所管課職員立会いのもと引継ぎが行われており、円滑な管理運営が継続されていた。

また、パート職員の賃金について確認したが、監査対象のいずれの施設においても県の最低賃金（平成29年 800円、平成30年 825円）を上回る金額が支払われていた。

市は、今後も多様化する利用者ニーズへの対応や指定管理者がサービスの向上を図れるよう、より一層適正な管理運営に努められたい。